

各介護サービス事業所等 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長

令和6年度介護報酬改定に伴う加算、減算等の届出について（通知）

日頃から、本市の介護保険行政の推進にご理解とご協力をいただき有難うございます。

令和6年度介護報酬改定等に伴い、加算や減算等（以下「加算等」という。）の新設や改正（要件の変更等）が行われました。これらの加算等の算定にあたって、提出が必要な届出様式等は宮崎市のホームページに掲載しておりますので、報酬に関する告示、要件等をよくご確認のうえ、提出期限までにご提出ください。

特に、令和6年度介護報酬改定により業務継続計画が未策定の場合や、高齢者虐待の発生又は再発防止の措置が未対応の場合は、基本報酬が減算されることとなったことから、下記事業所については提出期限までにご提出ください。

記

1 届出がない場合に減算となるサービス

各サービスごとに期限までに提出がなければ、「減算型」とみなされますのでご注意ください。

(1) 業務継続計画未策定の場合の減算

4月15日(月)期限	通所介護、地域密着型通所介護、 短期入所生活介護、短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型通所介護 (看護)小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 (地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	} 介護予防を含む。
5月15日(水)期限	通所リハビリテーション	

(2) 高齢者虐待の発生又は高齢者虐待の発生又は再発再発防止の措置が未対応の場合の減算

4月15日(月)期限	居宅療養管理指導・福祉用具貸与・特定福祉用具販売を除く全てのサービス
5月15日(水)期限	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

※居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所は減算の対象施設ですが、体制届の届出は不要です。

2 資料掲載場所（宮崎市ホームページ）

産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 【全サービス】介護給付費算定に係る体制等の届出について

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/welfare/long_term_care_insurance/322814.html